

大阪府条例第三十四号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

例の一部を改正する条例

大阪特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、施設サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入所及び退所)</p> <p>第十四条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対し必要な情報の提供に努めるほか、他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、施設サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入所及び退所)</p> <p>第十四条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対し必要な情報の提供に努めるほか、他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。